

## クロムウエルの言論統制 (二)

今 井 宏

### 五

これまで検討してきたクロムウエルの言論統制政策がいかなるかたちで実施され、またそれが何を生んだかをみさだめることが、本節以降の課題である。

まずごく大づかみにみて、この政策の実施が、ロンドンを中心とする出版活動に対して大きな制約となって働いたことは、第一節註(5)に挙げておいたトマス・コレクシヨンの収録文書数の年度別統計により明らかである。すなわちパンフレット類をみても、プロテクター政権の成立した一六五三年に五九八点であったのが以後減少の一途をたどり、統制の実施された翌年(一六五六年)には四〇二点、さらに翌五七年には三〇六点、そして五八年にいたっては二八二点へと驚くべき減少を示している。内乱の勃発した一六四二年の一、九六六点、さらに一六四八年の一、四〇八点といった言論活動のピークと比較すれば、それがいかに少ないかはきわめて明瞭である。もちろんこのような出版点数の減少のみをもって言論統制のすべてを論ずることのできないことはいうまでもないが、少なくともかかる統計に現われた変化が、言論統制の実施状況を知るうえでのひとつの指標となることには疑いをいれる余地はないであろう。

このような時論的パンフレットの刊行状況よりもっとはっきりと言論統制の実施を告げているのは、新聞の刊行状況である。同じジョージ・トマスン George Thomason の蒐集した新聞のリストがそれを示している。<sup>(2)</sup> すなわち

一六五五年八月というクロムウェルが言論統制命令を発した直前においては、(一) “Certain Passages of every days Intelligence” (二) “The Faithful Scout” (三) “Mercurius Funnigosus” (四) “Mercurius Politicus” (五) “A Perfect Account of the Daily Intelligence” (六) “A Perfect Diurnall of some Passages……in relation to the Armies” (七) “Perfect Proceedings of State Affairs” (八) “The Weekly Intelligence” (九) “The Weekly Post” の九紙が蒐集されているが、このうち七紙はいずれも翌九月中に廃刊してしまい、残りの二紙のうち “Mercurius Funnigosus” もわずかに命を永らえはしたが十月三日に最終号を出しており、ついにただひとつ “Mercurius Politicus” のみが存続を認められている。そして一六五五年十月以降はこの “Mercurius Politicus” と、新たに同じ編集者・印刷人によって創刊された “The Publick Intelligencer” の二紙だけが、刊行を続けているにすぎない。これはさきにクロムウェルの言論統制命令のなかでもっとも注目すべきものとして強調した第四条の規定、「いかなる人も今後は、プロテクター乃至は國務院の命によって法律上適格と認定され Lawfully Authorized するか、または、新聞類がプロテクター・リプリント・刊行しようとしていたり、刊行させたりしてはならない」という規定が実施されたことを示す事実にもかかわらず、逆にいえば、この二紙の編集者マチャモント・ニダム Merchamont Needham がプロテクター政権によって「法律上適格と認定され」、またこの二紙がこれまた「免許され」たことを示している。すなわちこの二紙にはプロテクター政権の公認の情報宣伝機関としての使命が課せられたわけであり、したがって政権がその機能を失わないかぎり、言論統制政策に守られて、新聞界における独占を確保しつづけることになるであろう。トマソンの蒐集リスト、さらにのちにそれに対して加えられたフランクの再検討の結果をみても、わずかに一六五七年五月から九月の間に “The Publick Adviser” と題する新聞が二紙以外に現われているが、これは広告を主体とするものであって、しかも他ならぬニダム自身がその発行に一役買っている事実からみて、さきの基本線はやはり厳重に守られているといわねばならない。かくてじつに一六五九年三月まで三ヶ年半の長い期間にわたって、ニュースの配布はこの政府公認の二紙のみに完全にゆだねられていたのである。そしてクロムウェルの死によりプロテクター政権が末期的症状を呈

するようになると、新聞の数はふたたび急激な上昇を示し、もはや言論統制政策もその実効力を失なってしまっている。<sup>(5)</sup>

このようにみえてくると、ニダムの編集した二つの新聞こそは、言論統制政策の実施状況を反映するものであると同時に、この政権に対する積極的な支持を鼓舞してさらに政権の支持基盤の拡張をはかるといふ使命が課せられているといわねばならない。幸いにして京都大学経済学部図書室の上野文庫に、問題の“*Mercurius Politicus*”と“*The Publick Intelligencer*”の二紙が、期間は若干限定されるが、蒐集されているので、<sup>(6)</sup>両紙の紙面の分析を通して、ク ROMUEルの言論統制政策が、単なる「命令」の文面以外に具体的にはどういうかたちで実施されているか、そしてそこでの志向がこの政権の崩壊にいかなるファクターとなって働いたか、という問題を考えていくことにしよう。

- (1) 『東京女子大学論集』第十四巻第二号、二〇頁。
- (2) Fortescue, G. K. ed, *Catalogue of the Pamphlets* …… collected by George Thomason, 2 vols., 1908, vol. II. pp. 432f.
- (3) それぞれの新聞の内容と性格については cf. Frank, J., *The Beginnings of the English Newspaper 1620-1660*, 1961, pp. 241f. ただし新聞の紙名についてはトマソンのリストとのあいだに若干の小さな相異がみられる。
- (4) Fortescue, op. cit., vol. II. p. 434. Frank, op. cit., p. 258. また一六五七年の七月には同傾向の広告紙“*The Weekly Information from the Office of Intelligence*”が一冊だけ刊行されている。cf. *ibid.* なおフランケンはこの他に“*Novelles Ordinaires*”紙の存在を告げている (Frank, op. cit., p. 259) が、トマソンのリストにはない。
- (5) トマソンのリストによると、一六五九年四月“*The Faithful Scout*”の出現によって二紙の独占は破れ、翌五月には七紙、六月には九紙となり、だいたい以後は七紙から十紙が刊行されている。Fortescue, op. cit., vol. II. pp. 435~8. なお王政復古前夜の新聞界の状況については、cf. Frank, op. cit., pp. 259~267.
- (6) 京都大学経済学部図書室上野文庫に収められているのは“*Mercurius Politicus*”の第三四三号（一六五七年一月八日）から第三九六号（同年十二月三十一日）にわたる計五十一号と“*The Publick Intelligencer*”の第五〇号（一六五六年九月二十二日）から第一〇四号（一六五七年十月十九日）にわたる計五十三号である。両紙とも号数と発行情日の記載に若干の混乱がみ

られるし、また若干の蒐集もれがある。

## 六

はじめに“*Mercurius Politicus*”紙の創刊事情<sup>(1)</sup>から見ていくことにしよう。さきにみたようにこの週刊新聞は、プロテクター政権の言論統制命令実施下においても存続を許された唯一のものであるが、その創刊は一六五〇年六月十三日のことである。編集者はさきに国王派の新聞“*Mercurius Pragmaticus*”の編集者として逮捕されたが、ウィリアム・レンソール William Lenthal とジョン・ブラッドショー John Bradshaw という二人の共和政権の大立物のとりなしによって釈放された前記のニダムであった。彼はこの釈放と年額一〇〇ポンドの年金の提供によって共和政支持に転向し<sup>(2)</sup>、ここに共和政の非公式の御用新聞たる“*Mercurius Politicus*”の編集者となったのであった。ふつうこの新聞はかのジョン・ミルトンの名と結びつけられて記憶され、ミルトン自身が積極的に論説などの執筆活動をしたかのように考えられているが、最近の研究によるとミルトンは一六五一年から翌年にかけて政府によって同紙の検閲官に任命されたに留り、あくまでも実際の編集活動の実権はニダムに握られていたとみられている<sup>(4)</sup>。

ともかくもニダムのごとき当時におけるもっとも有能な職業的編集者をえて、“*Mercurius Politicus*”紙は、共和政期に定期的に刊行されていた新聞八紙のうちではもっとも人気のある新聞となり、「ニダムはジャーナリズムの世界のトップにいた<sup>(3)</sup>」のであった。しかも新たに成立したプロテクター政権が一六五四年秋に議会議事報道の統制を企てたときには、唯一の公認紙たる資格を獲得して独占への地盤を堅め<sup>(6)</sup>、ついで言論統制の実施とともに完全にニュース界の独占をかちえて、それに応じて一六五五年一〇月に再出発を企てたのであった。

いま「ニュース界の独占」といったが、さきにみたように、この時期には同紙と並んで“*The Publick Intelligencer*”という新聞が並存している。しかしじつはこの新聞は“*Mercurius Politicus*”の姉妹紙というよりはむしろ同心異名の存在であって、編集者も同じニダムであり、印刷者も同じトマス・ニューコム Thomas Newcomb であった。紙面を検討してみると、あとで詳しくみるように、両紙には完全に同文の記事の重複がかなりみられるのであって、意

識的な区別のあとがみられるのは、論説と外国通信の一部にすぎない。これは統制以前にはほとんど毎日、別の週刊新聞を購入することのできた読者に対して、“*Mercurius Politicus*”を木曜日に、そして“*The Publick Intelligencer*”を月曜日に発行して、かかる需要にこたえる配慮があったと同時に、二紙の存在という事実からしていささかなりとも露骨な言論統制という印象を避けようとする政治的な考慮もあったのであろう。

さて両紙の内容でもっとも目につく特徴は、外国通信のしめる比重がきわめて高いことである。いまかりにひとつのサムプルとして“*Mercurius Politicus*”の三五二号（一六五七年三月十二日発行）をとりだしてみると、表紙とも十六ページだてのうち、じつに外国からの通信が九ページ以上もしめており、国内ニュースはわずか一ページと若干にすぎず、これにこの号に珍しくつけられた論説の三ページ半を加えたとしても、外国ニュースの圧倒的優位には変りがない。このような紙面構成は決してこの号だけの特別のものではなく、いわばきわめて平均的な構成であって、しかも国内ニュースが他の部分よりも一段小さい活字を用いて報道されている点にも、この新聞の外国通信の偏重という基本的な姿勢を伺うことができるであろう。共和政期の多数紙による競争時代にこの新聞が人気があった理由のひとつとして、スコットランド、パリ、ヘーグをはじめとするヨーロッパの各地にはりめぐらした有能な外国通信網と、時にはシナ、トルコにもおよぶ報道範囲の広さがあつた<sup>(7)</sup>にしても、やはりこの外国通信の偏重はわれわれの関心をひかずにはいないであろう。われわれの検討の対象は、「独裁」政権の言論統制の実施状況にあるのであり、したがってこの政権がまず第一に国内のニュースに対していかなるかたちでの統制を意図し、その実現をめざしたかという問題こそ問われねばならない。そこで京都大学上野文庫にある両紙がともにカヴァーしている期間（一六五七年一月から同年十月末まで）において、プロテクター政権の存続にきわめて密接な関連を有する二つの重要事件を選びだして、それらを両紙がいかに報道しているかをみることによつて課題に接近していくことにしたい。<sup>(8)</sup>（以下新聞記事の末尾にかかげた略号は、M. P. によつて“*Mercurius Politicus*”を、P. I. によつて“*The Publick Intelligencer*”をしめす。）

まずこの期間内で第一にとりあげねばならないのは、軍政官制度 Major-General System の存続の問題である。

いうまでもなく軍政官制度はプロテクター政権の権力的支持機構であり、しかも前にもみたように言論統制政策そのものが軍政官制度の編成と時を同じくしておし進められた上に、「言論統制命令」がその実施面では明らかにこの軍政官制度に期待をかけていた事実からみて、この問題はじゅうぶんな検討に値いすると思われる。

ところでこの問題はつぎのようなかたちをとって進行している。すなわち一六五六年六月に召集された第二プロテクター議会において、反政府派議員の大量進出に狼狽した政府が議員の追放という強圧的手段に出たために、議会と政府の対立が尖鋭化し、議会は軍政官制度とそれを支える財政的基盤を攻撃の中心においた。軍政官制度を維持するために従来どおり国王派に対する十分の一税を提案した政府の主張は、五七年一月二十九日に一二四票対八八票で否決されてしまい、議会は代りに対スペイン戦争の特別戦費として四〇万ポンドの支出を認めただけであった。これは明らかに軍政官制度の存在が否定されたことに他ならず、ひいてはプロテクター政権への致命的な打撃を意味した。このような重大な意義をもつ事件を新聞はどのように報道しているであろうか。問題の焦点ともいべき一月二十九日を中心の記事にあたってみることにするが、この問題に関する両紙の報道はすべて同文で同じ取扱いをしており、ただ発行日の関係から錯綜と重複がみられるので、日付順の整理をして示すことにしよう。

「一月二十一日、議会は民兵隊 *Militia* 維持のための税の継続・賦課に関する法案の討論を明朝に延期した。

一月二十二日、議会はさきの命令にもとずき、昨日延期された、イングリランドとウェールズにおける民兵隊維持のための税の賦課継続に関する法案の討論を再開した。

一月二十三日、議会はつぎの火曜（二十七日——引用者）まで休会することを決議した。」（P. I. No. 67）<sup>(81)</sup>

「一月二十七日、民兵隊維持に関する法案の討論は明朝に延期された。

一月二十八日、議会はさきの命令にもとずき、民兵隊維持に関する法案の討論を再開した。」（M. P. No. 346,

P. I. No. 68）<sup>(82)</sup>

新聞はこのようにこの問題の進展を報道している。議会のたどたどしい審議ぶりから問題の重要性とその背後にある対立の深刻さは推測できるにしても、それはあくまでも推測にすぎず、対立の存在を暗示するような表現はいっさ

い見られず、そのうえ肝心の議会における討論の内容もいっさい知らされていない。そして軍政官たる「少将」  
Major-General という語句も使われずに、ただこの制度の実施基盤であった「民兵隊」The Militia Forces が前  
面におし出されていることも注意すべきであろう。さらにもっと驚くべきことは、ファースによって政府提案が否決  
されたと指摘されている<sup>(12)</sup>一月二十九日の議事については、両紙ともまったく沈黙を守り、いっさい報道していない事  
実である。さきの引用につづく両紙の議会記事は一日とんでしまっており、軍政官制度の問題が対スペイン戦争の軍  
費の問題にすりかえられてしまっている。

「一月三十日、議会は、対スペイン戦争遂行の仕事について審議し、つぎの決議を行なった。すなわち、対スペ  
イン戦争の遂行と共和国の他の国事のために四〇万ポンドの募金がなされるべきこと、またその募金をもっと迅速に<sup>(13)</sup>  
して効果的に行なわれる方法を協議するために全院委員会に付託すべきこと……」(M. P. No. 347, P. I. No. 68)  
以上のようなこの問題に関する報道のしかたに、われわれは言論統制の実態を如実に読みとることができるであ  
らう。少なくともそこにはプロテクター政権に対する批判的な動きはいっさい姿を現わしていない。いなそれどころか  
肝心の報道内容についても曖昧な問題の核心をそらした表現が用いられている。それと同時に、一見かなりつき放し  
た報道がなされており、軍政官制度を積極的に擁護して政府の意図をキャンペーンする姿勢がまったく見られないこ  
とにも、留意しておく必要があるであろう。

つぎに第二の実例としてクロムウェルへの王位提供の問題をとりあげてみたい。軍政官制度の否認をかちえて力づ  
いた議会が、クリストファ・パック Christopher Pack を代表者にたててクロムウェルに国王の称号を与えようと  
の提案を行なったのは、二月二十三日のことであり、議会と軍隊の両者に板ばさみになったクロムウェルが結局これ  
を拒否したのは、四月三日のことであった。<sup>(14)</sup>この間の事態の進行を両紙はどのように報道しているであろうか。まず  
パックが提案した日の議事はつぎのように報道されている。

「二月二十三日、議会はこの日の残りの時間をひとつの公的な仕事 a publick business についやした。それは国  
家の体制 the settlement of the Nation に関する問題であって、……非常に重大な問題であるので、議会はつ

ぎの金曜日（二月二十七日——引用者）を神の摂理をうかがう日にさだめ、その日までこの仕事の準備のために休会した。」（M. P. No. 350, P. I. No. 72）<sup>(15)</sup>

そして「つぎの金曜日」にあたる二月二十七日以降の議事についての報道はつぎのとおりである。

「二月二十七日、議会は……ナイ氏 Mr. Nye の司式によって議場内において齋日を守った。それは目下審議されている体制に関する大問題 *the great Business of a Settlement* の準備のためである。

二月二十八日、議会はさきの命令にもとずき、国家の体制に関する重大問題 *a matter of great consequence in reference to the Settlement of the Nation* の討議を続行した。」（M. P. No. 350, P. I. No. 72）<sup>(16)</sup>

以上のように両紙の報道には提案の具体的内容のみならず提案者パックの名前すら明らかにされていないのであって、このような報道によるかぎり「国家の体制に関する重大問題」とはいったい何であるのか見当もつかないであろう。それがクロムウェルへの王位提供であったことが明らかにされるのは、じつにこれから一月後の三月末のことであった。両紙とも従来の報道に比べれば異例の長さでこの問題を報じている。

「三月三十一日、ホワイトホール。かねての取りきめにしたがい、議会はここに移り、閣下（クロムウェルをさす——引用者）は議員たちとバンケッティング・ハウスにおいて会見された。そこで議長は議会の名において演説を行なった。

この演説のなかで議長はいくつかの理由をあげて、この国においては国王というタイトルと地位とがふさわしいものであるとのべた。その理由は、この島国に最初にキリスト教を堅めたのは国王であるし、また国王が自分たちの諸特権と合致することを経験から知っているわれわれの先祖によってずっと受けいれられ、承認されており、また国王こそはわれわれの法律にもっともよく知られ、国家の体制と国民の気分にもっともよくかなったタイトルであるというのである。このことを議長は厳粛かつ重々しく論じたてて、じゅうぶん明らかにした。ついで議長は、『イングランド、スコットランド、アイルランドの議会の謙虚なる請願と助言』『*The humble Petition and Advice of the Parliament ……*』と題する文書を三国の国家体制の樹立のために閣下に提出し、この文書に記載されて



いる細かい点について、議会の意のあるところを明らかにした。……

議長の演説が終ると、『謙虚なる請願と助言』が議会書記ヘンリ・スコーベル Henry Scobell によって朗読され、ついでその写しが閣下に手渡された。受けとられた閣下は、進んで議会に対して演説をされて、議会と国民に對して深い敬愛の気持ちをもってゐるとのべられた。以下は閣下の演説の要旨である。すなわちこの文書の中には、国家の福祉・平和・安定と世界の最良の人びとの豊かな宝物のすべてが含まれてゐるので、これまでの何びともまして、神に對する深い尊敬とおそれの気持ちをもたざるをえない。またかほど重大にして嚴肅なる機会においては、全能の神に對するおそれと尊敬とはどう表現しても表現しきれるものではない。神はわたくしに重荷を課しておられるが、喜ばしいことには、これまでその重みに堪えかねてゐるときにも神の御手が進むべき道を示して下さり、それがいつも自分の大きな慰めであつた。

したがつてこの問題について決断を下す前に、これまで自分の導きであつた神の御心を尋ねたいと思う。

もしもかかる考慮なしに、またしもべに對する祝福となるかもしれない神の御答を求めることなしに、この世のものである気持ちだけを喜ばすためにこの仕事にとりかかり、この仕事を準備し完成させようとしてゐる人たちの氣高く信頼するに足る正直な気持ちに無理にそおうとするならば、それは單なる欲望と私心から始まったものであるかのようにみられるであらう。その結果たるやこの仕事を進めてきた人たちにとつても、また三つの国民にとつても悲しむべきものであらう。彼らの意図が正しいものであり、神の栄光と人びとの福祉と三つの国民の権利に對して正直で真面目な気持ちをもってゐることをわたくしは信じて疑わない。

そこで事態はかなり進んでゐるので、神の助言と自分の気持ちをたしかめるために、しばしの時をかしてほしい。そして無分別な人の気持ちやよくないことを追い求める人の欲望がわたくしに間違つた答えをださせることなく、ただ誠意のある、また自分たちが奉仕してゐる人たちにとつて正しい答えがでてくることを、わたくしは心から希望してゐる。問題はこのような熟慮に値いするものであるが、できるだけ早く解答するように努力しよう、と。

以上は、閣下がいつも公の行動において示される威嚴と權威とをもって議会に對して委曲をつくして論じられた

演説のごくあらましにすぎない。それを再現するにあたって、かほど賢明にして落ちつきはらったかたを傷つけは  
しまいかとの恐れから、記者はひたすらお赦しを乞い奉る次第である。」(M. P. No. 355, P. I. No. 77)<sup>(17)</sup>

この記事は、王位提供問題のひとつのクライマックスと目される三月三十一日における議会でクロムウエルの交渉  
の模様をかなり詳細に報道している点で、これまでの報道のスタイルとはいささか異なっている。しかしながらこの  
記事においても、議会側が提出した改正憲法草案たる「謙虚なる請願と助言」の具体的内容はそのなかに王位の問題  
が含まれていることが暗示<sup>(18)</sup>されているだけでいっさい説明されていないし、ただクロムウエルの躊躇<sup>(18)</sup>がもっぱら彼の  
発言どおり紹介されているだけであって、いうまでもなく反対勢力たる軍隊の動向はいっさい隠蔽されており、記述  
の強調点<sup>(18)</sup>がもっぱらクロムウエルの人格と彼独特のピューリタンの論理への追従におかれていることを、見逃しては  
ならないであろう。そして三月三十一日の会見についておよそ異例なほどのページをさいた二つの新聞は、また旧に  
復して本来のスタイルに立ち帰るのである。クロムウエルが正式に王位提供に対して拒否の解答を与えた四月三日を  
中心に記事を追うことにしよう。

「四月三日、……プロテクター閣下からの議会にあてた書簡が朗読され、本日の午後閣下に会見する委員が任命  
された。」

四月四日、……昨日閣下と会見した委員からの報告が行なわれたが、その報告に関する討論は来週に延期され  
た。」(M. P. No. 356, P. I. No. 77)<sup>(20)</sup>

これではせっかく前号で詳しく報道されやっと思秘のヴェールをはずしたかに見えた「国家の体制に関する重大問  
題」がふたたびヴェールにつつまれてしまっており、いったいクロムウエルは受諾したのか、それとも拒否したのか  
すら明らかにされていない<sup>(21)</sup>。現実には拒否の解答をうけた議会では、「謙虚なる請願と助言」の王位に関する条項だ  
けを削除して、この憲法案のそれ以外の内容をクロムウエルに受諾させようとする動きが高まり交渉がくり返される  
のであるが、新聞は交渉の事実のみを報道するだけでその内容については沈黙を守っている。そして内容を知らされ  
ぬままに読者は、五月二十五日にクロムウエルが議会の提案を受諾したことを知らされ<sup>(22)</sup>、さらに六月に入ると異例の

五ページを費やしたプロテクター再就任式の報道<sup>(23)</sup>に接するのである。

以上の一六五七年上半年におけるプロテクター政権の存続をめぐる二つの重大事件についての新聞報道のなかに、プロテクター政権の実施した言論統制の具体的な反映をかなり明瞭に読みとることができよう。端的に表現すれば、存在を許された二つの新聞は新聞に要求された機能をはたしていないし、また人びとのニュースに対する需要にこたえてもいないといえるであろう。さきに見たようにクロムウエルの「言論統制命令」がその制定理由としたところは、「無免許、煽動的、中傷的な文書」が氾濫して「全能の神を汚し、共和国の平和を危くし、すべての良き秩序と政府を破壊し、政府と法を明らかに侮辱している」ためであった。それを逆に見れば、「プロテクター乃至は國務院の任命するものによって免許され」た新聞には、全能の神を汚さず、共和国の平和を危くせず、すべての良き秩序と政府を破壊せず、政府と法を明らかに侮辱しないことが要求されているといえる。このことはこれまでに引用した新聞の記事からも確認することができるであろう。すなわちピューリタンの論理の強調によって全能の神への崇敬に意が払われ、また政府にとって不都合な事実、ことに政府内部における分裂と批判勢力の存在については、嚴重な報道管制を実施して、共和国の平和と政府の安定に寄与する姿勢がとられている。

しかしながら言論統制に要求された二重の機能、すなわち一方における敵対的・批判的な言論活動の圧殺と他方における公認の言論活動を通しての政権支持基盤の拡張、という視角に立つとき、検討されねばならない問題は、少なくとも上述の二つの事件に関する報道においては、政府にとって不都合な事実に関する嚴重な報道管制は守られているにしても、逆に軍政官問題についてもまた王位提供問題についても、政権を強力に支持するプロパガンダ活動がみられない事実であろう。ガーディナーは、この政権の言論統制について、「プロテクター政権の政策の正当化のために新聞を利用するという配慮がないのは奇妙である<sup>(24)</sup>」と述べているが、はたして二つの新聞は政権の支持基盤の拡張という問題についてまったく無関心だったのであるか。またこのような姿勢は何に起因するのであるか。ここで直接の新聞報道を離れて、編集者ニダムの編集理念そのものが問われねばならないであろう。

- (1) Frank, op. cit., pp. 205 ~ 10. Gardiner, S. R., *The History of Commonwealth and Protectorate*, 4 vols., 1903, vol. I. pp. 252 ~ 5.
- (2) この転向声明として彼の執筆したのが、次節においてその主張を検討する “*The Case of the Commonwealth of England...*” B. M. E 600 (7) であった。
- (3) この新聞には共和政の公式の機関新聞たる性格を示すものは何もない。いなむしろ政府から独立の營業紙たることを強調することによって、その創刊事情を隠蔽しようとしている。しかし國務院がニダムへの年金給付の決定に一役買っているところからみて、明らかに政府はプロパガンディストの役割りを期待しているのである。cf. Frank, op. cit., p. 206. Gardiner, op. cit., vol. I. p. 255.
- (4) Frank, op. cit., pp. 206, 210.
- (5) *Ibid.*, p. 226.
- (6) *Ibid.*, p. 237.
- (7) *Ibid.*, pp. 207, 223, 245.
- (8) 検討すべき問題としては、以下でとりあげる (1)、軍政官制度の存続、(2)、クロムウェルへの王位提供、のほかに、(3)、クロムウェルの暗殺計画、(4)、(3)と関連して国内、国外における反革命勢力・プロテクター批判分子の動向、などが考えられるが、後の二つに關しては史料として使える両紙の記事が限定されていて、必ずしも問題をカヴァーしきれないので、その検討を断念せざるをえなかった。
- (9) Firth, C. H., *The Last Years of the Protectorate 1656 ~ 1658*, 2 vols., 1909, vol. I. pp. 121 ~ 7. なお拙稿「イギリス革命における独裁機構——軍政官制度について」(岩間徹編『変革期の社会』昭和三十七年)参照。
- (10) “*The Publick Intelligencer*” No. 67, Jan. 19 ~ 26, 1657. pp. 1139, 1148.
- (11) “*Mercurius Politicus*” No. 346, Jan. 22 ~ 29, 1657, p. 7560. ただし日付けをそれぞれ二十六日、二十七日と誤っている。
- (12) Firth, op. cit., vol. I. p. 125. ファームスの根拠は *Commons' Journals*, vol. VII, p. 483. である。

- (3) "Mercurius Politicus" No. 347, Jan. 29~Feb. 5, 1657. p. 7567, "The Publick Intelligencer" No. 68, Jan. 26~31, 1657. ページづけなし。
- (4) cf. Firth, op. cit., vol. I. pp. 122~166.
- (5) "Mercurius Politicus" No. 350, Feb. 19~24, 1657, p. 7624. "The Publick Intelligencer" No. 72, Feb. 23~March 2, 1657, p. 1219.
- (6) "Mercurius Politicus" No. 351, Feb. 26~March 5, 1657, p. 7631. "The Publick Intelligencer" No. 72, Feb. 23~March 2, 1657, p. 1228.
- (7) "Mercurius Politicus" No. 355, March 29~April 2, 1657, pp. 7697~8. "The Publick Intelligencer" No. 77, March 30~April 6, 1657, pp. 1268~9.
- (8) 「謙虚なる請願と助言」にとりあげられた問題としては、王位提供のほかは、終身議員よりなる上院の設置、それをめぐる両院の権限と資格、国務院の改編、公認キリスト教の教義規定、政府の予算規模、などがあった。三月三十一日の提出前におけるこれらの諸点についての議会の討議については、cf. Firth, op. cit., vol. I. p. 128f. なお五月二十五日にクロムウェルが受諾したこの文書の最終的なものは、Gardiner, S. R., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution 1625~1660*, 3rd éd. 1906, pp. 447~459. 参照。
- (9) cf. Speech VII — in Carlyle, T., *Letters and Speeches of Oliver Cromwell* (ed. S. C. Lomas), 3vols, 1904, vol. III. pp. 25~9.
- (10) "Mercurius Politicus" No. 356, April 2~9, 1657, p. 7710. "The Publick Intelligencer" No. 77, March 30~April 6, 1657, p. 1278.
- (11) "The Publick Intelligencer" のみは次号においてふたたび四月三日の報道を行なう、やぎの引用について「同日の午後、議事委員会は閣下に会見したが、閣下は演説で見解を被歴された」と伝えている。(No. 78, April 9~13, 1657, p. 1284) ただしこの拒否の演説 (cf. Speech VIII in Carlyle, op. cit., vol. III, pp. 25~33) の内容は両紙とも同じやぎ報道している。そして問題については二次的な重要性しか持たない四月八日の演説 (cf. Speech IX in *ibid.*, pp. 34~8.) の内容が報道され

7590. ("The Pubuck Intelligencer" No. 78, April 6 ~ 13, pp. 1285 ~ 6.)

(22) "Mercurius Politicus" No. 363, May 21 ~ 28, 1657, pp. 7810 ~ 1. "The Pubuck Intelligencer" No. 84, May 25 ~ June 1, 1657, pp. 1380 ~ 1.

(23) "Mercurius Politicus" No. 369, June 25 ~ July 2, 1657, pp. 7881 ~ 5. "The Pubuck Intelligencer" No. 88, June 22 ~ 29, 1657, pp. 1452 ~ 6.

(24) Gardiner, *Hist. of Commonwealth and Protectorate*, vol. IV, p. 27.

## 七

われわれが手にしうる "Mercurius Politicus" および "The Pubuck Intelligencer" の二紙の紙面において、編集者ニダムの自発的な政治的意見の表明とみられるのは、彼が前者だけに五七年の春に執筆・掲載した五篇の「論説」である。しかしこの「論説」も文字どおりの正面きった論説ではなく、初めの四篇は「ユートピアから」とまた最後の一篇だけは「オシアナから」と題されており、仮空の共和国からの通信という間接的な表現を用いている。<sup>(1)</sup>ところがこうした表現形式を用いた論説の中に、その発表時点において最大の政治問題であったクロムウェルへの王位提供を支持する主張がみられるのである。われわれは先に公認の二新聞の紙上におけるニュースの報道じたいの中に積極的な政府支持の宣伝工作、政権の支持基盤拡張のための言論活動が見られないことに注目したのであるから、たとえこのような間接的な表現をとっているにもせよ、これらの論説におけるニダムの論理構成を検討せねばならない。

ここで検討の対象となる論説は一六五七年三月末から四月初めに刊行された "Mercurius Politicus" 紙の巻頭を飾っているものであって、「ユートピアから」の第三番目と第四番目の通信がそれである。この場合ニダムは、かのハリントンが『オシアナ』で行なったのとまったく同じように、<sup>(2)</sup>仮空のユートピアにイギリスを託して、ユートピアにおける政体決定のための審議院 *Senate* の討論の模様を紹介するかたちを通して、自己の主張を展開している。そして第一番目と第二番目の論説がかかる表現形式をとった舞台装置たるユートピアの説明に費されているのに反して、

第三番目以下において本論が主張されているのである。その主張を追うことにしよう。

審議院はその討論において、ユートピアが過去七年間の混乱期に犯した誤ちをつぎつぎに指摘していく。まず第一に彼らがその自由 Liberty の概念において誤ちを犯したことがとりあげられ、レヴェラースが主張したような自然権としての自由の主張は自由国 Free-State が創設されていないときの空想にすぎない、ときめつけられており、つぎに第二に「われわれユートピア人は統治の問題 Matter of Government に関する議論の基礎について大きいあやまちを犯している」ことが指摘される。すなわち、その討論の語句をそのまま借りるならば、「彼らはその議論を生まれながらの権利と自由から論じているが、実際は政府なるものは人工物 Art or Artifice であって、人間の知恵によって見出され、必要から生まれたものにすぎない。人間はその自由を確実に享受するためには、彼じしんとその住んでいるコミュニティの公共の便利のために、みずからの自然権を放棄しなければならぬ。」ここからつぎに「ひとつの特定の形をとるといった政府についての永遠不変の原理はない」と主張されることになる。「政府の統治とその存在の根拠は将来の不測の事態によるところが大であるから、いつも同じものではありえない。緊急の事情や偶発事によって変更を加えねばならない。したがってあるときにはもっとも賞むべきものも、あるときにはもっとも責めらるべきものであるかもしれないから、特定の（政府の）形態をいつも変らずに定めるわけにはいかない。それゆえに現在の事態の状態と雰囲気<sup>(at)</sup>に適合し、政府の目的にもっとも助けとなるようなものが最良である。したがって自由国も、君主政のかたちをとっても、他の形態よりもあるときにはずっと劣ったものであるかもしれないが、概してずっと優れたものであるかもしれない。問題なのは自由国とか共和国 Commonwealth とかいった名前ではなく、人間がその権利と財産を自由に享有し確保する機会を与えてくれるような、あらゆる形式の自由国なのである。……人間は正しい主権者 a right principality のもとにあるときには、民主的な形態のもとにあるときと劣らず完全に自由である。」

このように明らかに相対的な政体観に立って王位提供問題に対する側面からの援助を企てたニダムは、つぎの三五五号においてさらに論旨を發展させて、革命そのものに否定的評価を加え、ひいては王政への復帰を主張するのであ

る。その場合彼はイギリスにおける君主制の伝統の残存を足がかりにしながら、国王に対する闘争は「彼らの極悪無道な行為と不法行為 *Enormities and Irregularities* に対して」のものであったとして、革命の原因を制度としての国王ではなくあくまでも国王個人に求めている。そして人びとはこの国王の下では公共の利益が守られないとしたときに、君主制を廃して自由国と呼ばれる新しい形態を採用した。しかしこの自由国における体制安定のための様々な実験もうまく行かなかつた。そこでユートピアの審議院はつぎの決議をする。「政府のもろもろの形式は、それぞれの時代において *Ultima tabula post noufragium* すなわち共和国を沈没から救うという必要からはりだされた最後の板と見なさるべきであつて、ある確実な永続的な体制という岸にたどりつくまでの他は使いみちのないものである」と。そして重ねてニダムは政府の形態の相対性を強調してこの論説を結ぶのである。「すべての政府の形態は一時的な便法にすぎず、必然と国家の正しい理性が公共の安全のために必要と認めたらば、審判に付せらるべきであつて、ある形態を支持する根拠がなくなつたときにもその形態に固執することは狂気の沙汰である。われわれユートピア人は今やこのことがわかるようになった。それゆえに正しい理性にしたがつてすべての政府の形態を試み、政府の目的が維持できずに実験がすべて無に帰したときには、古い底にして基礎になるもの（君主制をさす——引用者）に復歸することは、決して不名誉でもなければスキヤンダルでもない。」<sup>(4)</sup>

このようにこの論説の主張を追ってみると、はなはだ奇妙な事実<sup>(4)</sup>に気がつくであろう。それは、この論説がその発表された時点から見て、当時進行中であつたクロムウェルに対する王位提供問題を、統制下においてわずかに生存を許された公認の新聞という媒体を通してキャンペーンするという要請に込んでいるかのごとく見えるが、その論理をつきつめてみると、クロムウェル個人への王位提供を支持しているというよりはむしろ王政一般への復歸を積極的に呼びかけ、窮極的には王政復古への道を切り開いているとも受けとられるからである。換言すれば、クロムウェル政権に支持を与えることによつて、かえつて逆に王政復古を必然化し、みずからの奉仕している政権の崩壊を早めるのに寄与するという矛盾が生まれてくるといえるであろう。たしかにクロムウェルへの王位提供問題はただ彼とその一家への王位提供に留らず、それを通して伝統的な君主政体に復歸することによつて革命を収拾しようとするものであり、



ひいては当然の論理的帰結としてのステュアート王家による王政復古の可能性をもつことは事実である。したがってその限りにおいてかかるニダムの主張はこの問題の発起人たちの意向に完全にそうものであったにもせよ、われわれの当面の問題がそれで解消するわけではない。言論統制下における開かれた唯一の窓を通して発言しているニダムは、はたしてその論説のもつ上述の矛盾に気づいているのであろうか。それともこの矛盾を意識的に利用してかかる言動にでているのであろうか。クロムウエルの実施した言論統制を王政復古へのパースペクティヴの下で把握しようとするならば、この設問を避けることはできないであろう。そこでこの論説を発表する前の彼の共和国、プロテクター制の支持理由があらためて問われねばならない。

転向以前を問題にしなれば、ここで直接検討の対象となるのは、ニダムが五〇年代に入ってから発表した二つの著作、『イングランド共和政論』（一六五〇年）と『自由国の優秀性』（一六五六年）である。<sup>(5)</sup> さきにもた新聞論説が、自然権としての自由の否認、統治形態の相対性の主張の二つを基軸として組み立てられていたのであるから、このような論理がはたしてこれより前の二つの著作にどうかたちで現われているかを検討してみよう。

『イングランド共和政論』<sup>(6)</sup>においてニダムは古代イスラエル、ギリシア、ローマ等の史実に豊富な実例を求め、また聖書をはじめとする古人の言葉を論拠として引用しながら、まず、簡単にいえば、万物流転の思想を展開している。「太陽の下にあるすべては空なるものにすぎず……創生から腐敗への絶えざる循環をくりかえしている。……共和国 Commonwealth という大きな身体も、植物や動物や人間や他の小さな個体と同様な運命を免かれることはできない<sup>(7)</sup>」と。したがって永遠に不動の政体なるものも存在せず、政体には改変がつきものであって「古い形態の崩壊は同時に新しいものの創造に他ならない<sup>(8)</sup>」それならばかかる変動を生みだす原因はどこに求められるのだろうか。「剣の力こそは最初の政治形態たる君主制の起源であった<sup>(9)</sup>」と彼は断言する。そしてこの武力こそは共和国にも王国にもタイトルを与えるものであるとして、彼は武力による権力支配を積極的に肯定し、そこから既存の政府への従属を説くのである。彼の主張を引用してみよう。「ヘンリ七世など……が相統権を持たずに単なる力によってこの王国にやってくる、この国民の全体が彼らに忠誠と帰順を誓い、彼らの統治しているあいだ服従したばかりではなく、今日

においても彼らの法に完全に服従していることを、何人も否定することはできないであろう。そして法律に通曉している人たちは、これらの法にしたがって弁論し、判決を下しているのである。この点から見ても、国民は同意してつきのように声高く叫んでいるように思われる。『タイトルが非合法のものと考えられ、単に力にもとづくものであっても、権威と明言されたからには、合法的に服従しなければならぬ』と。そればかりではなく、……（服従を）拒否したものは治安を乱し謀叛をおこすものとして処罰されねばならない。勝利を占めたものは、あらゆる手段をつくして、その獲得したものを確保し、やっつけた連中に対して支配権を及ぼすことが許されているのである。<sup>10)</sup>

たしかにこの議論は、現政府を肯定するばかりか革命独裁にも積極的な支持を与え、副題として掲げられた「現政府に対する服従の必然性」を論証するという意図にそうものではあるが、つきつめて考えてみると、その立場には根本的な弱点が内包されていることを見落せないであろう。すなわち、その立論の基礎にあるものが、政治形態の相対性の主張に他ならないがゆえに、かえって裏を返せば現在の共和政じたいも万物流転の過程においてとらえられることになり、それを積極的に擁護していく根拠がなくなってしまう。現政府の正当性の論証のためには、君主政否定の必然性の論証とともに共和政の積極的意義の強調が伴わなければならない。この問題についてニダムは、共和政の反対勢力である国王派、スコットランド、長老派、レヴェラーズが「意図するものを実行に移すのは不可能であること、またかりにそれが実現した場合には国民に非常な不便と害を与えるものであること、そして反対に現在イングリランドで樹立されている自由国・共和国こそ優れたものである……」ことを論証する第二部をおくのである。<sup>11)</sup>

この個所においてわれわれは、左右両翼からの狭撃をうけ、きわめてせまい支持基盤の上に立たざるをえなかった共和政の性格が、彼の立論に強く影響していることを如実に知ることができる。さきにあげた四つの反対勢力の中で、ニダムの攻撃がもっともきびしいのは、レヴェラーズに対してである。それはこの著作が一六四九年春におけるレヴェラーズ弾圧の血なまぐさい記憶のなお消えやらぬ時期にしかも著者じしんの転向声明として執筆されたためとも考えられるが、ただそれだけではなく、先にみたニダムの論理構成のひとつの基軸である自然権としての自由の否認という主張が、レヴェラーズの論理との対抗の中にもっとも鮮明に姿を現わすからである。彼はレヴェラーズの

提出した『人民協定』 The Agreement of the People に対して十の理由をあげて反駁を加えているが、その場合その論拠は「自由をもっているという口実の下で、全大衆に主権の平等な行使を許すがごとき、民主的乃至民衆的政体 Democratic or Popular Forme は、……自由の最大の敵である」という發言に集約されている。すなわち自然権としての自由を否認する彼の意識の根底には、民衆に対するはなだしい蔑視がある。ニダムにとっては民衆とは、「野蛮な群衆」であり「学問も財産もない卑賤な無知蒙昧なやから」に他ならず、「現在の状態と自由の真の条件の下におけるこの共和政を受けいれるのを欲しない連中であつて、彼らこそは現にわれわれに課されているものもろの税金や不便さの原因と見なさるべきもの」<sup>(13)</sup>なのである。もしも彼らに彼らの主張するままに完全に平等な選挙権を認めて、彼らに主権を許すならば、選挙したいにもおいてまたその生みだす結果においても混乱以外の何ものでもなく、共和国は平時においてもまた戦時においても決して安全ではなく、結局はふたたび「君主制による専制」への逆転を早めて、共和政の破滅を招くであろう。それはひとえに彼らの自由権の把握のしかたに由来する、とニダムはいう。「群衆なるものは非常に野卑なものであつて……理性を欠いているため、手綱のついていない烈しきで行動し、ひたすら自分たちの自由をつき進んで、聖俗のものごとをふみにじるのであつて、彼らの自由たるや……したいことをするといふもつとも自墮落な放縦さにすぎない」と<sup>(14)</sup>。

それならばニダムの主張する「真の条件の下における自由」とは、いったい具体的には何をさすのであろうか。われわれはその答を、結論としておかれた「自由国の王政に対する優秀性についての一論」と題する章に、期待できそうに思える。しかしながら結論を先にいうと、否である。そこには「共和国をしてかほどの流血と財宝を費やさせた自由という貴重な宝石を、いかに人が軽く扱い、この貴重な真珠を豚のように足でふみにじっているのを見るのは、驚きにたえない」とは書かれていても、その「自由」が何であるかは述べられていないのである。したがって「もしも現在の政府が破壊されたら、王によるか、長老派によるか、または民衆による専制を予期せねばならない」とニダムがいう場合も、その危険性を生みだすものとしては、誤てる教育と慣習とか風俗の墮落といった道徳的要因のみが挙げられるに留るのであつて、同様に現在の共和政を守りぬく方法としても、「共和国がそれじしんの党派、すなわ

ち勇氣と徳性に富み、やりすぎや暴動をおこすこともなく、自由に対して敏感な人びと<sup>(18)</sup>をもつことが薦められてい  
るにすぎない。ここでも彼の「自由」という概念が無内容であることは明らかである。このように守るべき自由の実  
態が明らかにされないかぎり、共和政の政治機構としての優秀性を理論的に論証することのできないのは、いわば当  
然のことである。それゆえに、重税とか不法逮捕といった共和政府に浴びせかけられる非難<sup>(19)</sup>に対しても、ニダムは、  
戦争という非常状態さえなければ、自由国は王による専制よりはるかに優れているものである、と主張することによ  
って論をとりざるをえないのである。

さて以上の如き内容をもつニダムの著作においてわれわれは、その共和政支持の論拠の脆弱さを認めないわけには  
いかないのであるが、それと同時に後で彼が執筆した新聞論説の論理構成の二本の基軸たる、自然権としての自由の  
否認、統治形態の相対性の主張、の二つの主張が、やはり強く貫ぬいていることを見逃してはならないであろう。そ  
れではつぎに、これから六年後にさきの著作の結論の章と同じタイトルで書かれた『自由国の優秀性<sup>(20)</sup>』において、彼  
の政治理念に変化がみられるかどうかを検討しなければならない。

前者と比較した場合の後者のきわだった特徴は、さきにはまったく無内容であった「自由」の問題が正面きってと  
りあげられ、それとともに前者ではあれほど烈しく排斥されたレヴェラーズ的な人民主権論への傾斜がここでは認め  
られることである。「人民は……彼らじしんの自由の最良の担い手である<sup>(21)</sup>」と断言するニダムは、この自由の内容  
をつぎのように規定している。(一)健全な法律をもつこと、(二)適切かつ低廉な費用で法と裁判の執行が行なわれること、  
(三)政府および統治者を変更する権利をもつこと、(四)継続的な議会ないしは人民の集会をもつこと、(五)議員選挙が自由  
に行なわれること<sup>(22)</sup>。かかる「自由」の規定にたつてニダムは、普通選挙に対する批判に反駁を加え、また人民の同意  
にもとづく統治者の決定を理性と自然にかなったものとして賞讃する<sup>(23)</sup>。そして何よりも「人民の代表の手に主権を正  
当かつ秩序正しく継承すること<sup>(25)</sup>」こそ、かかる自由を確保するための基本的条件であり、また共和国を守る方法であ  
ることを論証するために、「すべての正当な権力の起源は人民にあること」および「政府の犯す誤ちと政治の規範に  
ついて」と題する二章を、彼はこの論文の末尾においている。前者において彼は家父長制的支配の発展形態として王

政をとらえ、それが専制に陥る本質を内蔵していることを強調したうえで、そのような「自然的な」政府とは異なる「政治的な」政府の形成を問題にして、それは「市民社会 civil society」のかたちをとるための、自由な選挙、同意ないしは相互契約 Mutual Compact にもとづくもの<sup>(26)</sup>であるとする。そしてこれまでの歴史をかえりみても政府の形態が変遷つねなきものであり、しかも多くの場合その変更決定的な役割りを果たしたのが剣の力であることは事実であるが、かかる武力による征服あるいは篡奪とよばれる場合にも、獲得したタイトル確認のためには「人民の同意」が必要であった。ニダムはいう、「これこそすべての権力と政府の起源が人民にあり、またあるべきことを確認するものである<sup>(27)</sup>」と。

このように人民主権論にたつ共和国を主張したニダムは、つぎにその共和国を守りぬくための方法として、これまでの統治者の陥った誤ちを指摘し、かつ具体的な対策を述べている<sup>(28)</sup>。その場合さきの人民主権論に由来する議会の至上性の強調が基軸となっているが、しかもそれが「人民の自由が至高の集会における権威の正当にして秩序ある継承に存することを宣言することによって、君主制的専制への道を閉ざさ<sup>(29)</sup>なければならぬ、というかたちで主張されて、王政復古に対する警戒がみられるのと同時に、クロムウェル独裁に対しても批判の姿勢がとられていることを見逃してはならないであろう。それは、「一個人をして普通以上に傑出させてはならない」、「指揮権を特定の個人および家系に継続することを許してはならない」、「高い地位の官職を同じ家族の二人に許してはならない<sup>(30)</sup>」といった指摘に伺えるところであるが、さらに注目すべきは「剣と主権とは常に手をたずさえて歩む」という論拠からして、民兵隊 Militia による武力の行使は、人民の同意をえて行なわれねばならない<sup>(31)</sup>、と主張されて、軍隊による独裁に対しても強い警戒がうちだされていることである。

さてこのように後で書かれた『自由国の優秀性』には、前者とちがって自然権としての自由の否認も政治形態の相対性の主張もみられず、かえって逆にプロテクター政権に対する批判と王政復古に対する警戒の主張がみられるのであって、この意味でこれからわずか一年たらずの後に発表された新聞の論説はむしろ七年前の『イングランド共和政論』の線に後退しているといわねばならない。こうしたニダムの主張の移り変りをとらえて彼の無節操を糾弾し、そ

の政治思想の価値に対して否定的な評価を下すことは容易である。<sup>(32)</sup> しかしながらわれわれは彼の思想の変遷と動揺とをかかる著作において示される文脈からのみ評価するのではなく、共和政からプロテクター政権にいたる体制側の思想というさらに広い視角のなかで把握しなおすことが必要であろう。そこに言論統制というファクターをからませて検討して、いちおうの結びとすることにした。

- (1) この論説は“*Mercurius Politicus*”紙の第三五二号から第三五八号に連載された。この論説については、Firth, op. cit., vol. I, pp. 157~60. Frank, op. cit., pp. 257~8. Zagorin, P., *A History of Political Thought in the English Revolution*, 1954, p. 127 などに言及されている。
- (2) “*Mercurius Politicus*”紙の第三三四号（一六五六年十月二十九日〜十一月六日）には、ハリントンの『オシアナ』の新刊広告が掲載されている。ブリッツァはハリントンのかかる表現形式のニダムに与えた影響を論じている。cf. Blitzer, C., *The Immortal Commonwealth*, 1960, pp. 36~7.
- (3) “*Mercurius Politicus*” No. 351, pp. 7674~5. 筆者は本稿において“*Commonwealth*”と「共和政」ないし「共和国」の訳語をあてることにするが、引用に明示されているように、ニダムにおいては“*Commonwealth*”は“*Free-state*”と等置されており、しかもそれは必ずしも君主政と対置されているわけではない。それは文字どおり *respublica* なのであって、その意味で「法によって治められている国家を、その行政の形式がどんなものであるかとすべて共和国とよぶ。なぜなら、その場合においてのみ、公けの利益が支配し、公けの事がらが軽んぜられないから。すべて合法的な政府は共和的である。（※……君主政そのものさえ共和政となる。）」というルソーが「共和国」に与えた定義（『社会契約論』岩波文庫版五九一六〇頁）を想起させるであろう。この点はイギリス革命における政体論理解のひとつのキー・ポイントと思われるが、本稿ではじゅうぶん検討することができなかった。他日の課題としたい。
- (4) “*Mercurius Politicus*” No. 355, pp. 7691~2.
- (5) なおこの他に彼が五〇年代に発表したものに“*A true State of the Case of Commonwealth*” (1654) があるが、匿名で発表されていたため、筆者の手違いからマイクロ・フィルムを入手することができず、ここでの検討から除外せざるをえなかつ

た。

- (6) Needham, M., *The Case of the Commonwealth of England Stated ; or the necessity of Submission to the present Government*, 1650. B. M. E 600 (7).
- (7) Ibid., p. 1. なおニダマは本書で revolution とらふ単語を用いているが、それはこの引用に示されているような、本来の語源的意味におけるそれ、すなわち「循環」ならし「回転」といった意味にすぎない。十七世紀イギリスにおける“revolution”の概念については cf. Snow, V. F., “The Concept of Revolution in 17th Century England”, *The Historical Journal* (Cambridge), vol. V, No. 2, 1962.
- (8) Ibid., p. 5.
- (9) Ibid., p. 6.
- (10) Ibid., p. 16.
- (11) Ibid., p. 33. この第一部分を彼は「服従の効用と恩恵を示す」ことを目的とするところから。
- (12) Ibid., p. 71.
- (13) Ibid., pp. 71, 74, 73.
- (14) Ibid., p. 71.
- (15) Ibid., p. 80.
- (16) Ibid., p. 80.
- (17) Ibid., pp. 80~2.
- (18) Ibid., p. 83.
- (19) Ibid., pp. 91~3.
- (20) Needham, M., *The Excellencie of a Free-State; or the Right Constitution of a Common-wealth*, 1656. B. M. E 1676 (1).
- (21) Ibid., p. 24.
- (22) Ibid., pp., 4~5.

- (23) Ibid., pp. 83~93.
- (24) Ibid., pp. 35~7.
- (25) Ibid., preface to the Reader.
- (26) Ibid., p. 131.
- (27) Ibid., p. 136.
- (28) 彼はこれまでのあらゆる形態の政府の犯した誤ちとして、(一) 国家が聖俗の二つに分裂してしまうこと、(二) 専制の偽装に対して警戒が足りないこと、(三) 人民にみずからの自由を守る手段を知らせないこと、の三つをあげ (Ibid., pp. 146~160)。<sup>1)</sup> この三  
点から対策を示している。
- (29) Ibid., p. 160.
- (30) Ibid., pp. 163~7.
- (31) Ibid., p. 173.
- (32) たとえばザゴリンは、『自由国の優索性』が、革命前のフランスで翻訳されたり、ジョン・アダムズが引用しているところから、彼の著作中もっとも重要であると見なしながらも、「彼の論述の誠実さには疑問がある」として、彼における cynicism を強調する (Zagorin, op. cit., pp. 121~7)。<sup>2)</sup> グーチの評価も基本的には同じであり (Gooch, G. P., *English Democratic Ideas in the 17th Century*, 2nd ed. 1927, pp. 159~162)。<sup>3)</sup> またフマースも、彼は「政治に関しては完全な懷疑論者だった」<sup>4)</sup> からいかなる転向も辞しなかった<sup>5)</sup> と述べている (Firth, op. cit., vol. I, p. 157)。<sup>6)</sup> ただフランクだけは、ニダムの王政復古に対する抵抗を強調して「王政復古が不可避になってもニダムは君主政に反対する戦いをつづけ、数ヶ月間は主義の人という印象を与えた」 (Frank, op. cit., p. 262) といっているが、これも「数ヶ月間」という限定つきであって、評価の基本線は同じであるといえよう。なおのちの八の註(14)を参照。



人民主権論的色彩の濃い『自由国の優秀性』が刊行されたのは、一六五六年六月末のことであるから、すでにわれわれの問題としている言論統制は実施に移されている。その統制下において独裁政権に対する批判とみられるものを含んだ著述が刊行を許されているのは、一見はなほ奇妙といわねばならない。だがはたしてニダムのこの著述は、真の意味における独裁批判であり、またこの著作の前後の著述とまったく異なる主張をしているのであろうか。

この『自由国の優秀性』の主張を検討してみ気づくことは、共和政の政治機構としての優秀性の分析が必ずしもじゅうぶんではないということである。その意味で「共和国ないしは自由国を弁護するにあたって、ニダムの関心は憲政的な装置にはなかった。したがって彼はこまかい統治組織案を提出しなかった」というザゴリンの指摘は正しいといえるであろう。たしかに前述のとおりそこには、人民主権の主張と議会の役割りの強調はみられる。しかしわれわれが注目しなければならぬのは、現政権の成立にいたる過程の積極的な弁護、換言すればその必然性の論証がなく、ただ現政権を観念的に人民主権にもとづく民主的構造をもつものと規定して論を進めており、ただ共和政を最良の政治形態であると賞讃しているにすぎないことである。いわんやそこでは彼の力説する「人民の同意」がいかなる政治機構を通して共和政の意志として発現されるかという、共和政論のとりくむべきもつとも重要な課題は回避されてしまっている。これではニダムの主張は、「イングラント……は、ここに共和国、自由国となり……、今後、共和国、自由国として、この国の最高の権威である議会における国民の代表……によって統治されるであろう」というあの一六四九年五月の「共和政宣言」<sup>2)</sup>を、理論的に深く検討することなしに、ただそのまま敷衍して解説したものにすぎないといえるであろう。したがってそれは現政権に対する批判の書というよりはむしろあくまでも共和政の原理的な優秀性の主張なのであって、そのかぎりにおいて共和政権との間に断絶を認めながらも共和政の権の担当者の意向にも触れるものではなく、とりたてて統制の槍玉にあがることもなかったのではないだろうか。

この『自由国の優秀性』と比較すれば、前の『イングラント共和政論』と後の新聞論説は、時論的な性格がきわめ

て強いといわねばならない。すなわち前者においては反対勢力たるレヴェラーズの主張を否定し、また後者においては王位提供を支持するという、きわめて時務的な要請に応えることに、ニダムの主張の重点はおかれているのである。そこで前者は、まさしくあのパトニー会議における独立派の論理を継承して、レヴェラーズの人間としての自然権の主張を否定して、「それは、すべての放縦と災害と、単なる無政府状態と混乱への道を準備する」<sup>(3)</sup>ときめつけるのである。また後者においては、共和政からラムプ議会の解散そして指名議会さらにプロテクター政権の成立、そのうえ軍政官制度の実施という、あらゆるかたちでの憲政の実験も失敗に終わったという体制側の幻滅観をうけて、「正しい理性にしたがってすべての政府の形態を試み、政府の目的が維持できずに実験がすべて無に帰したときには、古い底にして基礎になるものに復帰することは、決して不名誉でもなければスキャンダルでもない」<sup>(4)</sup>と主張されるのである。こう見てくると、ニダムの主張にみられる動揺と矛盾とはただ単に彼のオポチュニスト的性格のみに帰せられるべきではないのであって、共和政の優秀性についての彼の主張がきわめて脆弱な根拠しかもちえず、またそこに現われた原理的な主張もその前後で展開されている時論的な性格の強い主張によって圧倒されてしまっている原因を、われわれはさらに視野をひろげて追求しなければならぬであろう。

そこでわれわれは体制側の中心的存在たるクロムウエルの政治理念に立ち帰らねばならない。あのパトニー討論の第三日目において国王と貴族院の存続をめぐって政体論に論議が集中されたとき、この両者の存在に改変を加えることは重大な危険をひきおこすことになるという君主制に対する強い執着<sup>(5)</sup>に基本的な同意しながらも、クロムウエルはつぎのような発言をしている。「たとえ諸君が最良のものをを選び、政府を最良のものに変えたとしても、それはこの世のものにすぎない。すなわちそれはパウロがいったように『キリストに比すればふん土』<sup>(6)</sup>にすぎない」と。そしてさらに選ぶべき道は神の導きを待って決定しようという、政治家としての主体性を完全に放棄した姿勢すら彼は強調するのである。この意味で「クロムウエルをかしらとする（独立派の）<sup>(7)</sup>領袖たちは、その考えを雲につつま、君主政的・貴族的・民主的政府のどれが良いのか意見を述べようとはせず、ただそのいずれも神の導きに従うならば、それじたいでもまたわれわれにとっても良いものであらうと考えている」<sup>(8)</sup>という、共和政成立以前の段階におけるラドロ

の指摘は、独立派の政治理念の本質を鋭くついたものといわねばならない。すなわちそこからは政治行動の必然性と正当性の根拠をひたすら神に求めるといふクロムウェルに特徴的な論理<sup>(9)</sup>と同時に、前にたびたび指摘した相対的な政体観が生みおとされることを、われわれは見落してはならないであろう。しかもクロムウェルの場合にはそのスポークスマンたるアイアトンとともに、自然権の主張は無政府状態をひきおこすという固定観念が強く働いている<sup>(10)</sup>。したがって共和政は樹立されたものの、そこで政権を担当した人たちにとってその共和政は、共和主義者が主張したような「人民の同意の上に建設され、万人の諸権利と諸自由を規定する平等な共和国」<sup>(11)</sup>ではありえないことは当然である。彼らにとっての課題は、相対的な政体観を支持し自然権の要求を否定するという基本的な志向を隠蔽しながら、既成事実としての共和政に自己を定着せしめること以外になかったのである。しかもそこに伝統的な法技術的観点からの君主制支持論<sup>(12)</sup>が、一時的な後退のちにふたたび頭をもたげてきたときには、「イギリス人としてまたキリスト者としてのわれわれの権利の安全と保持のためには、何らかのかたちで君主的な権力を含んでいる体制がきわめて効果的に思える」<sup>(13)</sup>とのクロムウェルの発言となり、窮極的には彼への王位提供という事件をひきおこすことになる。

このように検討してみると、プロテクター政権公認の評論家という資格をもつニダムの思想内容は、政権担当者たちの政治理念を忠実に反映していると同時に、また共和政からプロテクター政権にいたる政治状況をも忠実に反映しているということができる。そこにみられた共和政理論の脆弱さは、みずからの奉仕する政権じたいが既成事実の肯定という消極的な姿勢に陥っていることから生まれてくるのであり、そのためにニダムのごとき公認の理論と現政権への批判を含む共和主義の理論とが、共和政という基本的な志向を同じくするようにみえながらも、たがいに手をたずさえることができず、両者の間に鋭い緊張関係が存在したという、イギリス革命における共和主義思想の陣営配置の特殊性の産物である<sup>(14)</sup>。われわれはこれまで言論統制下における言論活動のなかに、プロテクター政権の存在理由を正當づけかつまたその支持基盤を積極的に拡大しようとする当然予想される強い姿勢がみられないことを、ひとつの特徴としてとらえたのであるが、それはこの政権のイデオロギーたるニダム個人の理論構成の欠陥というよりはむしろ政権それじたいの思想的基盤の欠除に由来するものであることを確認せざるをえない。すなわち、もはやそこには

守るべきものとしては、ピューリタンの戦士クロムウェルという色あせたカリスマの存在があるだけであり、しかもこの政権が言論統制政策を実行に移すにあたっては、「命令」に統制の対象を明文化することができず、このカリスマを直接かつ積極的に守るべきものとして規定しえなかったところに、クロムウェルの言論統制政策の最大の弱点が存在したといえるであろう。それゆえにこのカリスマの死亡とともにプロテクター政権はその存在基盤を失ない、同時に言論統制政策も実効を期待できなくな<sup>(15)</sup>って、政体論の噴出をまねき、逆にそこから王政復古への展望がひらけてくるのである。

(1) Zagorin, op. cit., p. 125.

(2) "An Act declaring England to be a Commonwealth"——Gardiner, *Constitutional Documents*, p. 388. なお田中浩氏はこの「共和政宣言」にみられる議会の代表性の主張と人民主権論との接合のさせかたに、共和政の理論家のとりにくむべき理論的課題があった、といわれる。(同氏「ホッブスとハリントン」、水田洋編『イギリス革命——思想史的研究』一九五八年、ことに二三八頁〜二四二頁を参照。) ニダムはこの課題にこたえていないといわねばならない。

(3) Needham, M., *The Case of the Commonwealth...*, p. 79.

(4) "Mercurius Politicus" No. 355. p. 7692.

(5) それがかつとも強く現われているのは、マイアトンの発言である。 Woodhouse, A. S. P. ed. *Puritanism and Liberty, being Debates from the Clarke MSS*, 1938, pp. 92〜3.

(6) *Ibid.*, p. 97.

(7) *Ibid.*, pp. 106〜7.

(8) Firth. C. H. ed., *The Memoirs of Edmund Ludlow*, 2 vols., 1894, vol. I, pp. 184〜5.

(9) 典型的に現われているものとして、モンド大佐への彼の書簡(一六四八年十一月二十五日づけ)を見よ。 Abbott, W. C. ed., *The Writings and Speeches of Oliver Cromwell*, 4 vols., 1937〜47, vol. I, pp. 696〜9.

(10) cf. Woodhouse, op. cit., p. 58.

(11) Firth, *The Memoirs of Edmund Ludlow*, vol. I, p. 185.

(12) 「イングランドの法律は君主政の権力と実践で織り上げられたものである。したがって何らかのかたちでの君主政的なものを含まない政府を定めることは、われわれの法律の手續きに重大な変更を加えることになる。」(ホワイトロック)。

cf. Whitelocke, B., *Memorials of English Affairs...*, 4 vols, (1682) 1853 ed, vol. III, pp. 372~4.

(13) *Ibid.*, vol. III, pp. 374.

(14) Zagorin, op. cit., p. 80. ザゴリンは「共和政の理論家」を「非公認の共和政理論」と「公認の理論」にわけて叙述し(*ibid.*, pp. 62~86)。「共和主義者」の章には、エドワード・シクスビー Edward Sixby、ヘンリー・ヴァーン Henry Vane jr.、ウィリアム・スプリッグ William Sprigg、ヘンリー・スタップ Henry Stubb など反クロムウェル陣営の思想家をとりあげている。*(Ibid.*, pp. 146~163) われわれはさきに引用したラドローなどを含めて「共和派」(the Commonwealthmen or Republicans) と呼ばれるグループが、プロテクター制の成立を契機として、革命陣営の内部分裂として出現していることを見落してはならない。かかる彼らの基本的な性格をふまえたうえで、プロテクター政権の崩壊から王政復古にいたる政治的状况の中で、さらにハリントンによる共和政の政治機構のモデル提出(*Oceana*)の意味とかかる共和主義的思考のたどる方向を見定めねばならず、また共和主義が王政復古に対する抵抗の思想としてはなほだ無力であった理由を考察しなければならぬであろう。他日の課題としたい。なおラドローについては、浜林正夫「クロムウェル革命における共和派——エドモンド・ラドロー」『商学討究』(小樽商大)第五卷第三号、を参照。

(15) ここでも指標となるのは、トマス・コレクションの収録文書数の年度別統計(一、註(5)「論集」第十四卷第二号、二〇頁参照)である。すなわち一六五八年に二八二点であったものが、五九年には六五二点、六〇年にはじつに九七六点へとうなぎ上りの上昇を示している。なお六で検討した公認の二紙“*Mercurius Politicus*”と“*The Publick Intelligencer*”は一六六〇年三月末国務院によって廃刊を命じられ、それぞれ四月十二日と四月九日に最終号を出している。Frank, op. cit., p. 263.

〔附記〕一、本稿において註に B. M. E 600 (7) というかたちで表記した史料は、ブリテイッシュ・ミュージアムの Thomason Collection 所蔵のものであって、昭和三十六年度~三十八年度の文部省科学研究費によって名古屋大学経済学部図書室にマイクロ・フィルムで整理されているものである。

二、本稿は昭和三十九年度文部省科学研究費(各個研究)による成果の一部である。

The Control of the Press under the  
Cromwellian Protectorate (II)

Hiroshi Imai

This article intends to analyze the policy for the control of the press under the Cromwellian Protectorate. Part (1) which was published in the previous issue of this bulletin (vol. XIV, No. 2), discussed the character of the Cromwellian order for the control of the press (August, 1655). In this issue, the author wants to offer a fuller understanding of that policy by fixing his attention on its effect on the break-down of the Protectorate.

The two semi-official newspapers, "*Mercurius Politicus*" and "*The Publick Intelligencer*" survived under the rigid censorship, but it is rather strange to see that in these papers there was no vigorous enthusiasm to justify the government's policy and to increase its supporters. The author seeks the reason for the lack of such enthusiasm in the political ideas of their editor Merchamont Needham, and then suggested that the official theory of the Protectorate lost its belief in the people's commonwealth and fell into the expedient position to approve *status quo*. He concluded that this position strongly reflected in the Cromwellian policy for the control of the press.